

新たな財務会計システム（資産管理システム）構築及び提供業務質問回答書

公表日：令和4年1月28日

No.	対象資料	質問	回答
1	業務説明資料	<p><P8> 6 (1)構築スケジュール」について、令和4年度末データ（過年度含む）移行との記載がございます。過年度分のデータ移行の対象は公共施設マネジメントシステムのみで、固定資産台帳は最新データのみの移行との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>過年度分のデータ移行の対象候補は、公共建築物マネジメント台帳、固定資産台帳及び公有財産台帳の3台帳です。 想定を以下に示しますが、詳細については要件定義の中で別途調整します。 ①公共建築物マネジメント台帳 過年度分のデータ移行を行う。 ②固定資産台帳及び公有財産台帳 過年度分のデータ移行を行う、又は、現行の台帳システムから出力された帳票等を本業務システム上で参照可能とする、のいずれか。</p>
2	業務説明資料	<p><P16>第4業務要件 (2)業務フロー作成の支援」について、詳細や役割分担は要件定義の中で調整する想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>詳細や役割分担は、要件定義工程に入る前に関係者間で認識を合わせる想定です。その後、ご認識のとおり、要件定義を進める中で調整します。</p>
3	委託契約約款	<p><P10>第46条 契約不適合責任期間」について、民法改正前の「引渡しの日から1年」に対して「知った時から1年」と契約条件の前提が変更され、組織体制や費用面に及ぶ影響が大きくなるため、「受託者は本業務について引き渡しを行った日を起算日として1年間、本業務の遂行により生じた成果物等に対する契約不適合責任を負うこととする。」という内容に変更いただけないでしょうか。</p>	<p>契約時の調整事項とします。</p>